

●訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には
「クーリング・オフ」制度を利用しましょう。

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフ手続きの
手順

契約書面を受け取った日を含めて8日以内
(例外もあります)に、書面で通知します。

ハガキに書いて、両面をコピーします。
コピーは大切に保管してください。

ハガキは「特定記録郵便」か
「簡易書留」で送ります。

支払ったお金は全額返金されます。
商品の引き取り料金は業者負担です。

ハガキの書き方(例)

通知書
次の契約を解除します。
契約年月日 令和0年0月0日
商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社〇〇〇〇〇〇
〇〇〇営業所 担当者〇〇
支払った代金〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。
令和0年0月0日
栃木県〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名〇〇〇〇

※電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールや画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

クーリング・オフができる場合・期間など
詳しくは消費生活センターへ

●クーリング・オフ期間を過ぎていても、
専門の相談員が問題解決の方法を一緒に探します。
あきらめないで、まずは相談を!

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン ☎188 (嫌や! 悪質商法!)

宇都宮市消費生活センター	028-616-1547	那須塩原市消費生活センター	0287-63-7900
足利市消費生活センター	0284-73-1211	さくら市消費生活センター	028-681-2575
栃木市消費生活センター	0282-23-8899	那須烏山市消費生活センター	0287-83-1014
佐野市消費生活センター	0283-20-3015	下野市消費生活センター	0285-44-4883
鹿沼市消費生活センター	0289-63-3313	上三川町消費生活センター	0285-56-9153
日光市消費生活センター	0288-22-4743	芳賀地区消費生活センター	0285-81-3881
小山市消費生活センター	0285-22-3711	(益子町・茂木町・市貝町・芳賀町)	
真岡市消費生活センター	0285-84-7830	壬生町消費生活センター	0282-82-1106
大田原市消費生活センター	0287-23-6236	野木町消費生活センター	0280-23-1333
(大田原市・那珂川町)		高根沢町消費生活センター	028-675-3000
矢板市消費生活センター	0287-43-3621	那須町消費生活センター	0287-72-6937
(矢板市・塩谷町)		栃木県消費生活センター	028-625-2227

高齢者の悪質商法被害

ひとりひとりが
まなつけナイト
皆のみんな
みまもらナイト



消費生活に関する苦情やご相談は
栃木県消費生活センター
☎ 028-625-2227
栃木県消費生活センター

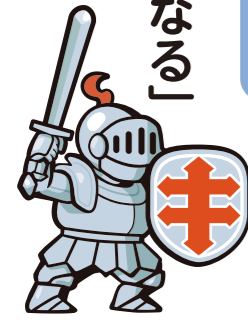


お近くの消費生活相談窓口につながります
消費者ホットライン
☎188 (嫌や! 悪質商法!)
栃木県 消費生活 検索

「おかしい?」と思ったら、まず相談! “きをつけ”と“みまもり”で悪質商法被害防止!

点検商法

「このままだと大変なことになる」
など不安をあおる文句で
契約を迫られた!



きをつけ
ポイント

- その場で判断しない。
- 少しでも「おかしい」とと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。

みまもり
ポイント

- 見慣れない工業者がたびたび出入りしていないか気にかける。「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気づくことも。

❗ 外壁・床下などでも 無料点検によるトラブルがあります。

通信販売トラブル

「お試し価格」で購入したら、「定期購入が条件」だった!



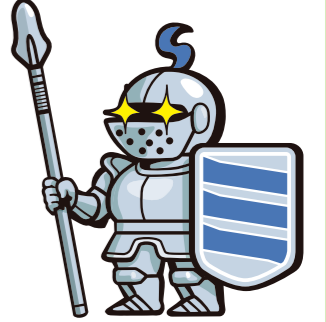
きをつけ
ポイント

- SNSやネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 通信販売で商品を購入する際は、注文する前に購入・返品条件をよく確認する。

みまもり
ポイント

- 見慣れない商品が増えたり、定期的に同じ商品が届いていないか気にかける。

❗ 通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。



インターネット接続回線の契約トラブル

「安くなる」はずが、前より高額になった!



きをつけ
ポイント

- 事業者の説明をうのみにせず、契約内容をしっかり確認する。
- 必要がなければきっぱり断る。

みまもり
ポイント

- 見慣れない契約書や請求書がないか気にかける。

❗ 通信回線契約は、クーリング・オフ制度の適用がありません。電気通信事業法により「初期契約解除制度」などの類似した制度があります。

架空・不当請求



身に覚えのない請求がきた!

- 相手の電話番号が記載されていても、絶対に連絡しない。
- 連絡してしまい金銭を要求されても、絶対に支払わない。

❗ SMSのほか、はがきなどを送りつける手口もあります。

水回り修理トラブル



「格安修理」のはずが、高額請求に!

きをつけ
ポイント

- あせって修理を依頼しない。
- 日頃から信頼できる事業者を探しておく。